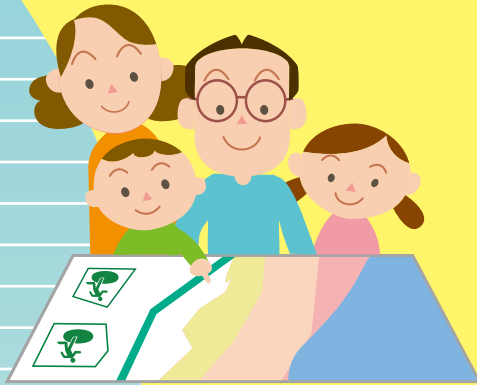


本庄市 地域防災計画

本庄市では、令和6年度に地域防災計画の見直しを行いました。

この地域防災計画の中で、市民に理解・行動していただきたい項目について、「概要版」としてまとめました。

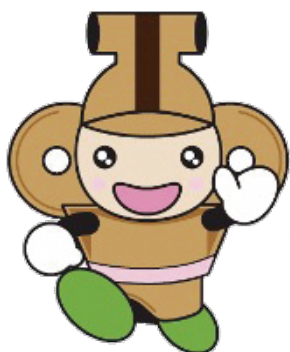
「概要版」を見ることで、本市の災害対策に関心を持っていただき、今後の地域防災力向上に役立ててください。



地域防災計画とは



本庄市地域防災計画は、市域において起こりうる災害に対して、皆さまの生命、身体、財産を守るため、市、防災関係機関、事業所、市民が果たすべき責務と役割について記述したもので、市の災害対策の基本となる計画です。



本庄市地域防災計画

検索

地域防災計画は
本庄市ホームページから
ご覧いただけます。



計画の構成

総 則		計画の目的、防災関係機関の役割、各種災害の特徴等を記載しています。
災害予防計画		地震、風水害等による被害の発生を防止、または軽減するために、平常時から行う備えについて定めています。
災害応急 対策計画	震災 応急対策	地震発生時の活動体制、避難対策等の応急対策について定めています。
	風水害 応急対策	大雨、洪水等のおそれがあるときや災害発生時の活動体制、避難対策等の応急対策について定めています。
	事故災害 応急対策	大規模事故発生時の活動体制、避難対策等の応急対策について定めています。
災害復旧 復興計画	災害復旧	生活再建の支援等の復旧対策について定めています。
	災害復興	大規模災害からの復興体制、復興方針の策定等について定めています。
資料編		条例、要綱、図表等を記載しています。

災害の種類と 災害対応の考え方



地震

埼玉県地震被害想定によれば、本市付近に活断層が存在するとされ、地震が発生した場合には、本市に大きな被害が発生するおそれがあります。



風水害

本市は利根川に隣接し、市内には多くの中小河川があります。大雨が降った場合には、洪水、内水はん濫などによって浸水被害が発生するおそれがあります。また、雪害、降ひょう、竜巻等の被害も想定されます。



土砂災害

本市南部の児玉地域には、土砂災害警戒区域が存在するため、大雨が降った場合には土石流やがけ崩れ等が発生するおそれがあります。



大規模 事故災害

大規模事故災害として、市域で発生する可能性のある林野火災、鉄道事故、道路事故等の災害が想定されます。

災害対応の基本的な考え方

①大規模災害への備え

本部の情報連絡体制
の整備



市の組織体制の強化
応急復旧の実行力の強化

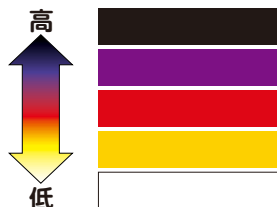


②自助・共助・公助による被害の最小化



③避難対策の充実化

警戒レベルを用いた
避難情報の発令



避難生活環境の配慮



④応急対策の充実化

医療、応急復旧、物資輸送、
廃棄物処理等各種応急
対策を着実に実施





■(災害予防計画)

災害による被害を最小限に抑えるためには、起こりうる災害を想定し、平常時から対策を進めておくことが重要です。

1. 市の防災力の強化

- 初動配備体制、受援体制の強化を進めるとともに、災害時の防災拠点の強化を図ります。
- 各種災害に対して必要となる予防対策を進め、災害に強いまちづくりを推進します。
- 災害対応として実施する各種項目の予防対策を推進します。
- 食料・飲料水を備蓄するとともに、防災関係機関と連携し、体制を整備します。また、市民に個人備蓄を周知・啓発します。

防災力アップを目指します!!



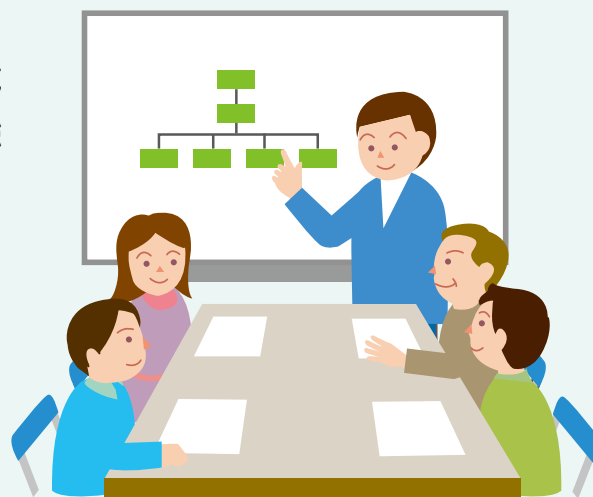
2. 事故災害に関する予防対策



- 各種事故に対し、市として対応が必要と判断した場合、市は、活動体制を確立します。
- 防災関係機関と情報収集・連絡を実施し、人命保護のための活動、被害の拡大防止を実施します。

3. 市民の自主防災力の向上

- 市で実施する防災訓練をはじめ、市職員による災害対策本部に関する訓練や市民による地域の訓練を継続的に実施し、市全体の防災力の強化を進めます。
- 自主防災組織の育成強化などを推進することで、市民の自主防災力の向上に努めます。



災害時の活動 (1. 震災応急対策)

災害応急対策計画では、地震、風水害、事故災害に区分し活動内容を整理しています。

■(災害応急対策計画 - 震災応急対策)

1. 震災応急対策

●活動体制の確立

- ・突然発生する大規模地震に対し、応急対策を実施するために、職員の動員、初期活動体制、非常体制を確立します。
- ・必要に応じて各部局を横断した災害対応チームの設置や受援活動等を実施します。



●各種応急対策の実施

- ・情報収集・伝達、医療救護、交通ネットワーク・ライフラインの応急活動、避難、物資供給・輸送、要配慮者支援、廃棄物対策等の応急対策を実施します。
- ・特に、地震発生直後においては、人命保護のための活動を重点的に行います。人命保護のための活動が一段落した後は、被災者の避難生活や生活再建の支援活動を実施します。



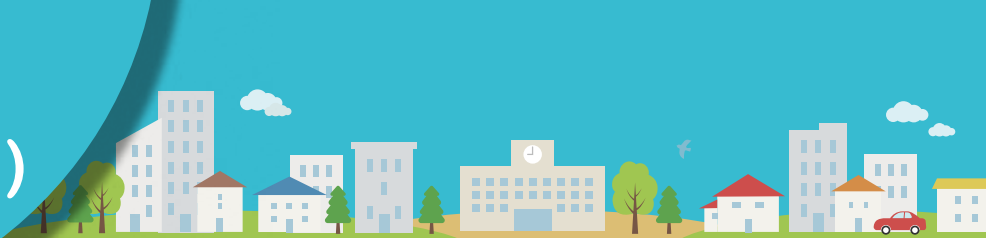
●応急復旧の実施、生活の早期再建

- ・ライフライン、公共施設等について、被害状況把握の上、防災関係機関が連携し、応急復旧対策を実施します。
- ・生活の早期再建として、住宅の確保、文教・保育対策、商工・農業対策等を実施します。



災害時の活動

(2. 風水害応急対策)



■(災害応急対策計画 - 風水害応急対策)

2. 風水害応急対策

●活動体制の確立

- ・風水害による災害のおそれがある場合、活動体制を確立します。

●情報の収集・伝達

- ・気象庁、県等と連携し、気象情報、水防情報、土砂災害警戒情報等の情報を収集し、災害の発生に備えた活動を実施します。

●各種災害対策

- ・大雨、台風等に対して、関係機関と連携し、水防活動及び土砂災害対策活動として、危険区域の監視、被害軽減活動等を実施します。
- ・大雪等に対して、関係機関と連携し、情報収集・連絡、道路機能の確保等を実施します。

●避難対策

- ・災害が発生するおそれがある場合、市は避難に関する情報を発令します。避難情報は、各種警報等を適切に判断し発令します。
- ・避難情報の発令と併せて指定避難所を開設し、危険区域の市民の避難行動支援を行います。
- ・風水害時には、災害の規模を踏まえて、安全な場所に避難することを想定し、在宅避難、親戚・知人宅、指定避難所等への避難を推進し、避難支援を行います。

「警戒レベル」ってなに？

水害や土砂災害が起こる危険性を5段階で表したものです。それぞれのレベルでどのような動きをすればよいかを理解して、正しいタイミングで避難できるようにしておきましょう。



ニュースを
見てみよう！

警戒レベル1

心構えを高める

ガイドブックで
確認しよう！

警戒レベル2

避難行動の確認

避難を
はじめよう！

警戒レベル3

避難
高齢者等

避難に時間を
要する人は避難

みんなで
避難しよう！

警戒レベル4

避難指示

安全な場所へ避難

命を守る行動
をとろう！

警戒レベル5

緊急安全確保

命を最優先に行動

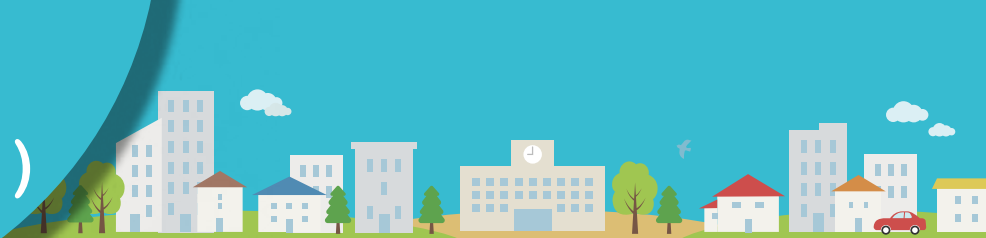
※警戒レベル5は必ず発令する情報ではありません。

●応急復旧の実施、生活の早期再建

- ・ライフライン、公共施設等について、被害状況把握の上、防災関係機関が連携し、応急復旧対策を実施します。
- ・生活の早期再建として、住宅の確保、文教・保育対策、商工・農業対策等を実施します。

災害時の活動

(3. 事故対策応急対策)



■(災害応急対策計画 - 事故災害応急対策)

各種事故災害に対して、活動体制を確立するとともに、防災関係機関と連携し、応急対策の支援を行います。

3. 事故災害応急対策

- 活動体制の確立
 - ・各種事故に対し、市として対応が必要と判断した場合、市は、活動体制を確立します。
- 防災関係機関との連携
 - ・各事故災害に対して応急対策を実施する防災関係機関と情報収集・連絡を実施し、人命保護のための活動、被害の拡大防止対策を実施します。

災害からの復旧・復興

■(災害復旧復興計画)

災害を受けた市民の皆さまが一刻も早く生活を再建できるように、本市は、復旧復興対策を推進します。

1. 災害復旧

- 災害復旧事業
 - ・被災した公共施設等について、災害復旧事業計画を作成し、国や県の財政援助措置を受けながら速やかに施設の復旧を図ります。
- 被災者の生活再建に向けた支援
 - ・災害発生後の人心の安定と社会秩序の維持を目的として、被災者の生活再建等の支援を行います。

2. 災害復興

- 大規模災害により、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、中長期的な災害復興計画を作成し、安全で快適な生活環境を目指します。

災害情報がより早く・正確に確認できます

避難所の開設・混雑状況を確認

インターネット上で指定避難所の開設・混雑情報がリアルタイムで確認できるサービス「VACAN Maps」があります。



■確認方法

下のコードからアクセス



VACAN
Maps



混雑状況もリアルタイムで
確認出来るのでご利用ください。

防災行政無線メール配信サービス

市の防災行政無線で放送した内容について、あらかじめ登録した携帯電話やパソコンに電子メールでお知らせします。

bousai.honjo-city@raiden.ktaiwork.jp（登録用メールアドレス）



（2次元コード）

※登録用メールアドレスに空メールを送信するか、2次元コードを携帯電話で読み取ると、本庄市ホームページにアクセスできるので「登録用アドレス」をクリックして、メールを送信すると、折り返し「メールサービス本登録のご案内」というメールが届きます。このメール本文の本登録用のアドレスをクリックして、案内に沿って本登録をしてください。

防災行政無線自動応答サービス【無料】0120-17-8426（避難、はよ逃げろ） 【有料】0495-22-1351

※市の防災行政無線で放送した内容を、電話で再度聞くことができます（一部の放送を除く）。

※放送の24時間後まで聞くことができます。

※電話が混み合っている場合は、つながりにくいことがあります。

ほんじょう FM FM89.3MHz または専用アプリ等

災害用伝言ダイヤル

災害時の声の伝言板
災害用伝言ダイヤル

「171」

●被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルしてください。録音された伝言は被災地の方の電話番号を知っている方が聞くことができます。

●加入電話、INSネット、公衆電話、ひかり電話及び災害時用公衆電話でご利用可能です。
なお、携帯電話等はご利用の通信事業者へ確認をお願いします。

●体験利用ができますので、詳しくはこちらをご覧ください。→



「171」にダイヤルし、ガイダンスにしたがって録音または再生することができます。

伝言の録音方法

171 + 1 + 被災した方の電話番号（市外局番から）

伝言の再生方法

171 + 2 + 被災した方の電話番号（市外局番から）

※録音時間は、1回の伝言で
30秒以内です。

本庄市地域防災計画（概要版）

令和7年3月作成

編集・発行：本庄市 市民生活部 危機管理課 〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号